

一般社団法人大阪府警備業協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人大阪府警備業協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を、大阪府大阪市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、事業活動を通じて、警備業務の適正な実施と警備員の資質の向上を図り、もって安全産業としての警備業の健全な発展に資するとともに、社会公共の安全・安心の確保に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 警備業務の適正化に関する研修並びに調査研究
- (2) 法令の規定に基づく講習等の受託事業
- (3) 警備業者及び警備員等に対する教育訓練
- (4) 警備業に関する相談及び苦情の処理
- (5) 関係行政機関等と連携した地域安全活動等に対する協力、支援活動
- (6) 地域防災及び大規模災害発生時における協力、支援活動
- (7) 警備業務における労働災害事故の防止活動
- (8) 警備技術及び警備用資機材等警備業務に係る教育関係図書の紹介・斡旋
- (9) ホームページの運用、機関誌の発行その他広報啓発活動
- (10) 警備業に関する功労者等に対する表彰
- (11) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、大阪府において行うものとする。

(全警協への加入)

第 5 条 本会は、第 3 条に規定する目的を達成するため、一般社団法人全国警備業協会に加入する。

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 6 条 本会に次の会員を置く。

(1) 正会員

警備業法第 4 条に規定する大阪府公安委員会の認定を受け、又は同法第 9 条に規定

する届出書を大阪府公安委員会に提出している個人又は法人で、前3条の趣旨に賛同して入会した者

(2) 賛助会員

本会の事業を賛助するため入会した個人又は法人

(3) 名誉会員

本会に功労があった者又は学識経験者で総会（第13条に規定する総会をいう。以下同じ。）において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(入 会)

第7条 本会に正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長（第22条第2項に規定する会長をいう。以下同じ。）に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 入会の手続き等について必要な事項は、理事会の決議により会長が定める。

(入会金及び会費)

第8条 前条第1項の規定により入会が認められた正会員及び賛助会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 入会金及び会費の額は、総会の決議により定める。

3 本会の運営上特に必要がある場合は、総会の決議により正会員又は賛助会員から臨時に会費を徴収することができる。

4 入会金及び会費の納入方法等について必要な事項は、理事会の決議により会長が定める。

(退 会)

第9条 会員は、いつでも退会することができるものとし、退会しようとする場合は、会長に退会届を提出する。

2 退会の手続き等について必要な事項は、理事会の決議により会長が定める。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 本会の名誉を著しくき損し、又は信用を失わせる行為があったとき。

(2) この定款又は総会の決議若しくは本会の規則に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

第11条 会員が、前2条に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、会員としての資格を喪失する。

(1) 正会員にあつては第6条第1号に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 会員が死亡し、又は会員である法人が解散したとき。

(3) 正当な理由がなく、6箇月以上会費（臨時に徴収する会費を含む。）を納入しなかったとき。

2 会員は、前項により資格を喪失した場合であっても、在会中の未履行の義務を履行する責務を負う。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 会員が、資格を喪失した場合であっても、資格喪失前に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品を返還しない。

第 4 章 総 会

(構 成)

第 13 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第 14 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 役員報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 15 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後、3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するときは、総会の日時及び場所並びに総会の審議事項及びその内容を記載した書面をもって、総会の日々の2週間前までに、正会員に対して通知しなければならない。

(議 長)

第 17 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第 19 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議

決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(書面による議決権の行使等)

第20条 やむを得ない事由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された審議事項について、書面をもって議決権を行使し、又は総会に出席する他の正会員若しくは議長を代理人として議決権の行使を委任することができるものとする。

2 前項の代理人による議決権の行使を行う場合は、当該正会員又は代理人は、委任状を本会に提出しなければならない。

3 第1項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権に算入する。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該総会において選出された理事2人が、前項の議事録に記名押印する。

3 前項の議事録については、総会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第5章 役員等

(役員の種類)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上 20名以内
- (2) 監事 3名以内

2 前項第1号の理事のうちから次の役職者を選定する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 専務理事 1名

3 前項の会長をもって一般法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、専務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 役員を選任方法について必要な事項は、理事会の決議により会長が定める。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を処理する。
- 5 会長及び専務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第 26 条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任することができる。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(顧問及び相談役)

第 28 条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は学識経験者、相談役は警備業及び本会運営に関する専門的知識・経験を有する者のうちから理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、本会の運営に関し、会長の諮問に応ずるものとする。
- 4 顧問及び相談役の任期は、2年とする。
- 5 顧問及び相談役の資格要件、委嘱等について必要な事項は、理事会の決議により会長が定める。

(役員等の報酬等及び費用の支弁)

第 29 条 役員、顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員、顧問及び相談役が職務を行うために要する経費については、費用を支弁することができる。

第 6 章 理 事 会

(設 置)

第 30 条 本会に、理事会を置く。

(構 成)

第 31 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第 33 条 理事会は、会長が招集するものとし、会長が欠けた場合又は会長に事故があった場合は、副会長が招集する。

2 前項により定められた会長又は副会長（以下「招集権者」という。）以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 理事会を招集するときは、理事会の日時及び場所並びに理事会の審議事項を記載した書面をもって、理事会の日の 1 週間前までに、役員に対して通知しなければならない。

(議 長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会により定めた順位による副会長がこれに当たるものとする。

(決 議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に理事として議決に加わることはできない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、一般法人法第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 前項の議事録は、理事会開催の日から 10 年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第 7 章 委 員 会

(設置等)

第 37 条 本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により専門委員会を設置することができる。

2 委員会について必要な事項は、理事会の決議により会長が定める。

第 8 章 事 務 局

(事務局)

第 38 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営並びに職員の給与、服務等について必要な事項は、理事会の決議により会長が定める。

第 9 章 支 部

(設置等)

第 39 条 本会は、第 3 条に規定する目的を達成するため、支部を設置する。

2 支部長は、当該支部の理事をもって充てる。

3 支部の設置及び運営等について必要な事項は、理事会の決議により会長が定める。

第 10 章 資 産 及 び 会 計

(事業年度)

第 40 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 本会の事業計画書及び収支予算書を記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、総会に報告するものとする。

3 第 1 項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び収支決算)

第 42 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3 箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 正味財産増減計算書

(4) 事業報告、貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 2 号及び第 3 号については、定時総会に

提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第12章 雑 則

(公告の方法)

第46条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(委 任)

第47条 この定款に定めるもののほか、本会の業務を執行するために必要な事項は、理事会の決議により会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号、以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長及び副会長は、次の者とする。
 - (1) 会 長 若林 清
 - (2) 副 会 長 塩田 一彦、松村 治彦
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記を行ったときは第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 4 第5条中の「一般社団法人全国警備業協会」は、社団法人全国警備業協会が整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行うまでは、「社団法人全国警備業協会」と読み替えるものとする。
- 5 定款の一部を改正し、平成26年度の定時総会終結の時から実施する。